

令和6年度から 森林環境税の課税が始まります

★課税課 ☎ 25-1123

森林は、土砂崩れや浸水等の災害を防止するだけでなく、木材等の供給、環境や水源の保全といった多くの機能を持っています。森林環境税は、そうした森林の整備を進めることを目的として創設されました。

森林環境税とは

令和6年度から国内に住所を有する個人に課税される国税（年税額 1,000 円）です。

国税ではありますが、市が個人の市民税・県民税（市県民税）均等割と合わせて課税します（原則として市県民税が非課税の方には課税されません）。

また、税収の全額が森林環境譲与税として、国から県及び市に譲与される仕組みとなっています。

税負担が増えるの？

個人の市県民税均等割は、東日本大震災復興基本法に基づいて、年税額 1,000 円が臨時的に引き上げられていました。

この臨時引上げが令和5年度で終了し、令和6年度から森林環境税が課税されます。そのため、市県民税均等割についての税負担に変更はありません（右表参照）。

税負担の内訳

		令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000 円 (*1)
県民税	個人市県民税	1,500 円 (*2)	1,000 円
市民税	均等割	3,500 円 (*2)	3,000 円
合 計		5,000 円	5,000 円

*1：個人市県民税と合わせて課税

*2：東日本大震災復興基本法に基づく臨時引上げ分を含む

森林環境譲与税はこんなことに使われます

国から譲与される森林環境譲与税は、地域の実情に応じて、森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等に関する事業に活用されます。



市民税・県民税のお知らせ

★課税課 ☎ 25-1123



令和6年度（令和5年分）所得・課税証明書の発行について

納税方法により発行開始日（予定）が異なります。

◆給与から特別徴収されている方

5月13日(月)から発行

◆普通徴収の方、公的年金から特別徴収されている方

6月10日(月)から発行

◆証明書を発行できる方 次のいずれかに該当する方

- 市民税・県民税の申告をした方
- 確定申告をした方
- 勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方

• 年金保険者から公的年金等支払報告書が市へ提出されている方

※該当しない方は、申告が必要です（収入がない方、家族の扶養になっている方も同様です）。

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、当初の申告期間以降（3月16日以降）に申告をした方は、内容を反映した証明書の発行までに、日数がかかります。

市民税・県民税の納税方法 ご自身の納税方法を確認してみましょう

▶給与からの特別徴収（年12回納税）

給与支払者が毎月の給与から税額を天引きし、6月から翌年5月まで納める方法

▶普通徴収（年4回納税）

納税義務者が納付書または口座振替により、6月・8月・10月・翌年1月に納める方法

▶公的年金からの特別徴収（年6回納税）

年金保険者が年金から税額を天引きし、4月から偶数月に納める方法

※4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされている方は、公的年金からの特別徴収の対象となります。初めて特別徴収が開始される年度は、10月以降支給の年金から天引きされます。

市民税・県民税の定額減税を実施します

◆定額減税とは

令和6年度分の個人市県民税の所得割額から、納税者及び扶養親族（国外居住者を除く）1名につき1万円を減税します。

※減税額は所得割額が上限となります。

※均等割のみ課税の方、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

◆定額減税の方法

- ◆給与から特別徴収されている方 6月の給与では特別徴収を行いません。定額減税後の税額を11分割

して7月から令和7年5月まで特別徴収します
※定額減税が適用されない方は、通常どおり令和6年6月から特別徴収（年12回）を行います。

• 普通徴収の方 6月納期分から減税額を控除します
※控除しきれない場合は、8月納期分以降に順次控除します。

• 公的年金から特別徴収されている方 10月支給の年金に対する税額から減税額を控除します
※控除しきれない場合は、翌支給月分以降に順次控除します。

定額減税の額については、税額決定通知書または納税通知書でご確認ください

◆給与から特別徴収されている方

5月中旬から税額決定通知書を勤務先へ送付

◆普通徴収の方、公的年金から特別徴収されている方

6月中旬から納税通知書または税額決定通知書を送付
※非課税の場合は送付されません。

外国語講座 受講者を募集

Olá 안녕하세요 Hello Hola



★本庄市国際交流協会事務局（市民活動推進課内）
☎ 25-1158 ・ ✉ info@honjo-kokusai.org

開催スケジュール

講座名	日程	時間	回数
ポルトガル語講座	5月14日から7月16日までの毎週火曜日	初級者向け 午後6時30分～7時30分 中級者向け 午後7時45分～8時45分	10回
英会話講座	5月21日から7月23日までの毎週火曜日		
韓国語講座	5月23日から7月25日までの毎週木曜日		
スペイン語講座	5月16日から7月18日までの毎週木曜日	中級者向け 午後6時45分～7時45分	

●会場 はにぼんプラザ

●対象 本庄市国際交流協会会員

※申込時点での入会が必須。一般会員（年会費 2,000 円）またはメール会員（年会費 1,500 円）があります。

●定員 各 15 名（多数の場合抽選）

※抽選時は初受講者を優先。結果は応募者に通知します。申込少数のときは、中止する場合があります。

●費用 2,500 円（全 10 回分）

●受付期間 4月11日(木)～19日(金)

●申込 希望講座・これまでの受講回数・住所・氏名（ふりがな）・学年（学生の場合）・電話番号を☎または電話で本庄市国際交流協会事務局へ
※本人または家族からのみ申込可。



申込☎